

第34回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(12名)

会長職務代者

16番 市川 政一

委員

1番 渡邊 春男

2番 東條 進

3番 尾島 和幸

4番 加藤 謙太郎

5番 丸山 善明

6番 荒川 美子

7番 宮尾 俊一

12番 斎木 壽次

13番 山川 政明

14番 霜鳥 勝範

17番 尾崎 香

推進委員(2名)

5番 金子 稔

6番 矢坂 信昭

4. 欠席委員

8番 丸山 嘉之

9番 安原 義之

10番 飯塚 淳一

11番 内田 芳昭

15番 生井 一広

5. 提出議題

報告第57号 10月分許可状況について

報告第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第59号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第60号 農地法施行規則第29条第1号該当届出件数報告について

報告第61号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

報告第62号 次期農業委員・農地利用最適化推進委員について

議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 事業計画変更承認申請について

議案第54号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第55号 農用地利用集積計画について

議案第56号 農用地利用配分計画について

議案第57号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也

次長 西澤 明夫

係長 宮下 桂子

主査 竹田 由之

7. 会議の概要

- 事務局長 本日の出席委員の報告をいたします。
ただいまの出席委員は12名でございます。
本日、安原会長、内田委員、生井委員、丸山 嘉之委員、飯塚委員は所用のため、欠席です。
それでは、市川職務代理、お願いします。
- 職務代理 委員の皆さん、師走の何かと忙しい中、また、雪で足元の悪い中、大変ご苦勞様でございます。
今年も残すところあとわずかとなりました。
1年を振り返りますと、2月初旬から世界各地で新型コロナウイルスが流行し、日本でも4月に第一波、8月に第二波、寒い時期に入り現在、第三波の最中で、全国各地で急拡大している状況にあります。
新潟県では、12月17日から新年の1月6日までの間、県独自の感染拡大警報を発令し、注意を促しているところであります。
皆さんもこれから年末年始で人の往来が多くなることが予想されることから、十分、感染予防対策をお願いしたいと考えております。
このコロナ禍の中、妙高市農業委員会としては、事務局職員と連携を図り、感染拡大防止の観点から、予定していた年間行事を中止したり、規模を縮小しての開催等、大変な1年でありましたが、委員の皆さんからご理解、ご協力をいただき、定例総会の他、非農地判定に関わる現地確認の実施、また、人・農地プランの実質化に向けて、農家アンケートの実施やそれを基に地区別懇談会を開催することができ、各地域での今後の目指すべく方向性が見えてきたような気がいたします。
1年間、本当にありがとうございました。
新しい年2021年は、コロナウイルスの収束と皆さんにとりまして、平穏なよい年であることを祈念したいと思っております。
先ほど、局長からお話がありましたが、会長が所用で会議を欠席されておりますので、私が代わって、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。
座らせていただき、議事を進行いたします。
- 議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第34回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。3番の尾島 和幸委員、4番の加藤 謙太郎委員、よろしく願いいたします。
本日の報告事項については6件、議案については7件です。
公正かつ厳正なご審議をお願いします。
- 議長 まず、報告事項ですが、
・報告第57号 10月分許可状況について
・報告第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第59号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第60号 農地法施行規則第29条第1号該当届出件数報告について
・報告第61号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
・報告第62号 次期農業委員・農地利用最適化推進委員について
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 では報告事項について説明します。
1ページ、報告第57号、10月分許可状況についてをご覧ください。

令和2年10月に申請されましたものは、3条申請が3件と5条申請が3件でした。いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。

次に2ページ、報告第58号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご覧ください。11月に届け出がありました合意解約は41件です。

主なものについてご説明します。

2ページ、12番、3ページ、23番、4ページ、30番、32番は、農用地利用集積計画による所有権移転をするための合意解約となります。

戻っていただきまして、3ページ、14番、15番は、新潟県農林公社を挟んだ、農地中間管理事業を活用した契約ですので、同じ土地を2段書きで記載しております。

16番から22番、24番から4ページ、27番までは、賃借人が広島地区の圃場の耕作に専念するため、解約するものです。解約後につきましては、新たに他の方と賃借予定となっております。

34番から5ページ、41番は、宅地開発業者に所有権を移転するための解約となります。現在、新井自動車学校南側の一団の農地を宅地造成する準備が進められており、今後、宅地開発業者から転用許可申請についても提出される予定となっております。

次に、6ページ、報告第59号、農地転用事実確認証明等報告についてです。

11月につきましては、法務局からの農地の転用事実に関する照会が1件です。

事務局と地区担当委員の現地確認により、山林原野化していることや現地や周囲の状況から今後も耕作利用は見込めないため、非農地と判断しました。

次に、7ページ、報告第60号、農地法施行規則第29条第1号該当届出についてをご覧ください。これは、転用面積が200㎡未満の所有地において、農業用の施設等を建築する場合は、農地の転用の制限の例外として、届け出をすることにより、農地法第4条の転用許可が不要になるものです。

11月の届け出は1件で、転用する面積は200㎡未満であり、使用目的も農業機械格納庫となっておりますので、問題はありません。

次に8ページ、報告第61号、農地法第3条の3の規定による届出件数報告についてです。

11月に届け出のありました相続件数は、相続によるものが15件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

次に9ページ、報告第62号、次期農業委員・農地利用最適化推進委員についてです。

農業委員につきましては、市議会12月定例会で、候補者17名、すべての方の任命の同意をいただきました。

今後は3月に市長から辞令が交付される予定です。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、16日に開催しました、候補者評価委員会で、18名すべての方が候補者に決定しました。

今後は、3月の農業委員会総会に委嘱の提案をし、承認をいただきましたら農業委員会から委嘱状が交付されます。

以上、報告第57号から第62号について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 続いて農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長 無いようですので、報告第57号から第62号までの報告事項6件については、ご了承いただきたいと思っております。

議 長 次に、議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程
します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、10ペ
ージをご覧ください。
今月の許可申請は、4件です。

1番については、申請地は大字長森地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計、966
㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人の間で利用権設定されている農地で、譲渡人は、健康
上の理由で今後も耕作管理できないため、現在耕作している譲受人に相談したところ、話
がまとまり、合意に至ったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

なお、対価額の違いですが、①の農地について、未整備で、不整形の農地であるため、
耕作条件の違いから双方合意の上で、金額に違いが生じたものであります。

2番については、申請地は大字坂井新田地内、登記地目、田が1筆、登記地積、
1,378㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人の間で利用権設定されている農地で、かつ、譲受人の
所有農地の隣接地で利便性の高い土地であります。

譲渡人は、将来的にも耕作管理できないことから、現在耕作している譲受人に相談した
ところ、話がまとまり合意に至ったため、これを機に、両者は親戚関係であるということ
から、贈与により無償で譲受人に譲り渡すものです。

3番、4番については、関連があるため一括説明させていただきます。

申請地は大崎町地内、3番は登記地目、畑が1筆、登記地積、125㎡、4番は登記地
目、畑が1筆、登記地積、62㎡、総合計、畑が2筆、登記地積合計、187㎡でありま
す。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

両方の申請地ともに、所有者である譲渡人が耕作できないため、隣接農地に迷惑がかか
らないように防草シートを施して管理している農地で、譲渡人としては、今後も耕作でき
ないことから隣接地を耕作していて、近隣に在住している譲受人に相談したところ、話が
まとまり、合意に至ったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上4件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10
アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと思
えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、続きまして担当委員の説明をお願いいたします。
1番と2番については、1番の渡邊 春男委員、
3番と4番については、17番の尾崎 香委員よりお願いします。

1 番 それでは、1番の渡邊が補足説明をいたします。
12月7日の午前、事務局と2人で、現地確認を行いました。
1番の案件については、事務局の説明のとおりです。
2番については、昭和50年頃の土地改良により、現地の隣の地続きのトウノキ12
番、1,524㎡を畑として譲受人が管理していました。

長らくアスパラ畑として作付けされておりましたが、近年、草取り等の管理ができず耕運して保安全管理をしておりましたが、これを機に11月の半ばに、畑の土を重機で撤去し、譲り受けた水田と一体化したものであります。

特段、何ら問題はないと思われますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

17番

議席番号17番 尾崎です。

3番、4番と関連しているので、一括で話をさせていただきます。

3番と4番の議案について、12月10日、木曜日、午前9時から石山推進委員と事務局と現地確認をいたしましたので報告いたします。

3番、4番の譲渡人は、石材業で事業に専念しているため、この二つの圃場は事務局の説明どおり、防草シートできちんと保安全管理されてきた圃場です。

関係書類も確認したところ、許可して差し支えないと考えますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、議案第51号の質疑を行います。

農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

議 長

農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議案第51号については、許可することに決定をいたしました。

議 長

次に、議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、11ページをご覧ください。

今月の許可申請は1件です。

申請地は、大字大鹿地内、登記地目、畑が2筆、登記地積合計1,765㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や河川等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

譲受人は、事業所の隣接地での拡張を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。

譲受人の事業所については、現在49名の方が勤務しており、駐車場については、周辺

の土地を借り、分散して駐車しているという現状で、出入りしている業者や従業員に不便が生じていることから申請地を購入し、事業所の敷地を拡張し、職員用駐車場と冬期の堆雪場の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画等の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 担当委員の説明につきましては、担当委員が欠席されておりますので、今ほどの事務局の説明のみとしたいと思います。

議 長 それでは議案第52号の質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

議 長 農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。
お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第53号 事業計画変更承認申請についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第53号 事業計画変更承認申請書審議については、12、13ページをご覧ください。
今月の承認申請は2件です。

2件とも関連がありますので、一括説明させていただきます。

位置図については、資料No. 7をご覧ください。

申請地は大字関川地内で、1番については、申請地及び転用面積に変更はありませんが、2番については、一時転用許可面積のうち、登記地目、田が14筆、5,024㎡が、舗装を撤去し原形復旧され、一時転用が完了したことから、変更承認申請する農地は、許可面積のうちの登記地目、田が2筆で実測面積、26㎡、登記地目、畑が3筆で実測面積、277㎡、総合計、5筆、実測面積、303㎡であります。

当初計画は、高速道路工事仮設道路用地として、平成26年に農地法第5条の一時転用許可を受け、平成29年、令和元年、令和2年9月にそれぞれ工期を延長し、令和2年12月31日までの工期延長の事業計画変更承認を受けたものであります。

計画変更理由は、直近で変更承認された今年の9月30日の変更理由は、高速道路路面排水を直接関川に流入させるための水路工事が必要になったとのことでしたが、急遽発生した工事だったため、必要なコンクリート製品等の工事用資材が、今年の台風19号による災害復旧工事に優先的に供給されていることと、コロナ禍の影響で資材製作工場の稼働率が低下していることから、工事用資材調達が思うように進まず、予定の工事計画に遅延

が生じてしまったもので、一時転用期間を令和3年6月30日まで延長するものであります。

以上ですが、やむを得ない事情による工期の延長であり、特段問題ないと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
1番と2番については、13番の山川 政明委員よりお願いいたします。

13番 13番の山川です。
今月10日に、事務局と推進委員の高田さんと現地確認いたしました。
事務局の説明どおりで、原形復旧箇所を確認をし、工事遅れ箇所、遅延理由も確認しました。継続申請ですので、特に問題ないと思われまます。
よろしくご審議をお願いいたします。
以上でございます。

議長 それでは、議案第53号について質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第53号 事業計画変更承認申請についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号については、承認することに決定しました。

議長 次に、議案第54号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第54号 農地法の適用を受けない事実確認願については、14ページをご覧ください。
今月の確認願は、1件です。

申請地は、大字吉木地内、登記地目、田が1筆、登記地積、71㎡です。
位置図は、資料No.8をご覧ください。

申請地は、所有者が平成30年に相続して所有権を得た農地ですが、実際には、それ以前の昭和54年当時に隣接する圃場整備区域から分筆除外され、狭隘で宅地に隣接した耕作しにくい状況から、それ以降、耕作されることなく現在に至っていることと、所有者も市外在住で今後も農地として耕作される見込みはないことを確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境及び所有者の居住状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
1番については、2番の東條 進委員よりお願いいたします。
- 2 番 2番の東條です。
案件申請地の農地の現地確認につきましては、12月4日に事務局と推進委員の古川さん、私で確認させていただきました。
この申請地につきましては、事務局の説明のとおりであり、特に補足説明はございません。
よって特段問題ないものと思われまます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 それでは、議案第54号について質疑を行います。
事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長 続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第54号 農地法の適用を受けない事実確認願についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第54号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第55号 農用地利用集積計画についてを上程します。
議案第55号のうち、83番は農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、最初に1番から82番までの82件を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 15ページ、議案第55号 農用地利用集積計画についてをご覧ください。
今月は新規設定36件、再設定36件、所有権移転11件の合計83件です。
まずは、そのうち82件についてご説明いたします。
初めに新規分です。
15ページ、1番から18ページ、31番については、相対での利用権設定です。
いずれも、貸付人からの要望により、賃借するものです。
17ページ、20番、21番は、圃場の状態が悪いため、無償での賃借となっています。
18ページ、26番の対価額に端数が出ておりますが、こちらは2筆合わせて、コシヒカリ玄米45kgを10アール当たり直したためです。
19ページ、32番から35番は、農地中間管理事業を利用した貸し付けになります。
受け手につきましては、この後の農用地利用配分計画で説明させていただきます。
19ページ、36番から24ページ、71番は再設定です。
対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われまます。
次に、24ページ、72番から25ページ、82番は、所有権移転です。
すべて上越市の法人の代表取締役への所有権移転となっています。
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われまます。
また、25ページ下段に参考として、先月と今月に所有権移転のあった、上越市の法人の代表取締役の農地の状況を載せさせていただきました。

申し訳ありません。参考に訂正がございます。

上越市での農地の所有・借入状況の畑の面積ですが、94.73㎡と書いてありますが、誤りで9,473㎡が正しいものになります。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

先月から比べますと、上越市と妙高市で合わせて16.5haくらい増えています。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案第55号のうち、1番から82番に関する質疑を行います。
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。
ありませんか。

議長 続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から82番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号のうち、1番から82番については、市長に要請することに決定いたしました。

議長 続きまして、同じく議案第55号 農用地利用集積計画についてのうち、83番を上程します。
83番については、丸山 善明委員に関する案件でございますので、委員会法の31条の規定により、議事参与の制限に該当するため、退席をお願いいたします。

【丸山 善明委員 退席】

議長 それでは、議案第55号のうち83番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 25ページ、83番についてご説明いたします。
内容については、新規分で、貸付人からの要望により、賃借するものになります。
対価額、賃借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など各要件を満たしておりますので、問題ないと思われれます。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案第55号のうち83番に関する質疑を行います。
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第55号、農用地利用集積計画についてのうち83番を採決いたします。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号のうち83番については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長 丸山委員の退席を解除いたします。

【丸山 善明委員 復席】

議 長 次に、議案第56号 農用地利用配分計画についてを上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 26ページ、議案第56号 農用地利用配分計画についてをご覧ください。
これは、先ほどの議案第55号で決定いただきました集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものになります。
摘要欄の番号が集積計画の番号と一致します。
期間等、当事者間での合意した内容となっております。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案第56号について質疑を行います。
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第56号、農用地利用配分計画についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長 次に、議案第57号 農用地利用状況調査に基づく非農地判定についてを上程いたします。
事務局説明をお願いいたします。

事務局 議案第57号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、27ページ以降をご覧ください。

本案は、今年7、8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール、農地利用状況調査の結果を受けて、10月から11月までの間で、担当農業委員さん、担当推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農業委員会事務局職員で、再度現地確認をし、農地の状況が非農地と判定確認された、矢代地域、妙高地域についてまとめたものです。

その他、11月中に確認していただいたものは、1月の総会で提案する予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、33ページをご覧ください。

33ページの通し番号316から318の3筆につきましては、新井南部地域の地籍に

なっていますが、パトロールをした時に使用した地図が、隣接地も載っておりまして、ここについては、妙高地域の担当の方から確認をいただき、この内容については、飯塚委員他、南部の担当委員にもご説明をさせていただき、了解をいただいております。

合計欄をご覧ください。今回、非農地と判断した合計筆数は、321筆で、合計面積は、180,125.12㎡、約18haとなりました。市全体の農地面積の約0.6%、11月で判定議決いただいたものとの累計は、1,270筆、572,660.19㎡、約57.3haで農地全体面積の約1.8%にあたります。

今回、非農地判断とした現地の状況は、森林度合いが高い土地、現地に雑木などが繁茂しているなど、明らかに原野もしくは山林と判断された箇所としました。

皆さん、ご協力ありがとうございました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 続きます、現地を確認した委員の説明をお願いします。

27ページの通し番号1番から28ページ上段の通し番号55番までは、5番の丸山善明委員、31ページ上段の通し番号235番から32ページ中段の通し番号285番までは、12番の齋木 壽次委員よりお願いします。

なお、28ページ上段の通し番号56番から31ページ上段の通し番号234番までと32ページ中段の通し番号286番から33ページの通し番号321番までは、担当委員が欠席のため、今ほどの事務局の説明のみとします。

それでは、担当委員の皆さん、お願いします。

5番 5番、丸山です。

10月16日、午前中、市民税務課の職員と事務局、それから矢代地区の委員4名の合計6名で調査を実施しました。

いずれの農地も山林原野となっており、耕作できない状況を確認しました。

すべて非農地としても問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

以上です。

12番 12番の齋木でございます。

10月27日に、事務局、農地利用最適化推進委員の関原さん、内田吉春さん、市民税務課の職員1人とほぼ1日かけて、現地を確認しました。

ここ数年でかなり非農地判定が進んでまして、思ったよりもスムーズに進みました。午前中は、桶海、大谷、葎生、午後からは関山地区の入り組んだところを重点的に回りました。

その結果ですが、荒れて非農地判定としたところは、まず畑。それから、未整備地の圃場がほとんどですので、致し方ないかなというふうに感じた次第です。

以上でございます。

議長 それでは、議案第57号の質疑を行います。

事務局の説明に対しまして、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 ありませんか。

続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第57号 農地利用状況調査に基づく非農地判定についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第57号については、非農地と判定することに決定をいたしました。

議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて、第34回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之